

第3回地域福祉支援計画策定委員会に係る委員等意見対応表(本部会議意見含む)

資料 1

NO	発言者	記載箇所 大柱-中柱-小柱	意見	対応区分	対応案(部局案)	担当課	備考
1	松井委員	その他 (概要)	計画において、今後の新たな6年間に県の地域福祉として重点的に取り組むポイントが見えにくい。	対応	概要版を作成して対応する	地域福祉課	
2	西村委員	その他 (概要)	資料4「素案の概要」をベースにPR用の計画の概要版を作って周知していったらどうか。	対応		地域福祉課	
3	小柳津委員	その他 (概要)	市町向けの「解説版」等は創る予定でしょうか？	意見	解説版を作成予定はないが、市町や市町社会福祉協議会向けのブロック会議等で県の計画改正の趣旨等を説明する	地域福祉課	
4	松井委員	その他 (全体)	県の役割として、広域的な課題や特殊な課題など、市町の単位では対応が困難な課題に対する専門的対応などの直接支援について期待したい	対応	意見として受け付けるとともに、広域的支援が必要な事項はⅢ-1(5)「難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の推進」に記載した	地域福祉課	
5	五味委員	その他 (全体)	「共生」というイメージを前面に出すことは良いと思う	意見	意見として受付	地域福祉課	
6	五味委員	その他 (全体)	県民にも読んでほしいということであればコラムを挟むのは良い	意見	意見として受付	地域福祉課	
7	杉本委員	その他 (全体)	「共生」のイメージがうまく伝われば、地域のことをよく知っている地域の人達が自ら考えてもらえるものと期待できる	意見	意見として受付	地域福祉課	
8	安藤委員	その他 (全体)	全体的にわかりやすい図や絵などを入れた方が良い	対応	イメージしやすいよう、事例(コラム)、図、イラストなどを入れて対応した	地域福祉課	
9	安藤委員	その他 (全体)	「多様な」の前に、○や△などの例示があるとわかりやすい	対応	例示をできる限り追加した	地域福祉課	
10	松井委員	その他 (全体)	禁則文字列について配慮が必要	対応	禁則文字列について確認し、修正した。	地域福祉課	
11	諸田委員	その他 (全体)	年号の表記が「平成24年」「H24」「24年度」と異なっているため、数字等の表記の統一を図る必要がある	対応	全体的に表記を見直す	地域福祉課	
12	西村委員	その他 (団体の役割)	第3章「計画の期的考え方」について、県社会福祉協議会の役割に、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及及び連絡調整を追加してほしい	対応	県社会福祉協議会の役割の記載を見直した	地域福祉課	p 17
13	五味委員	その他 (SDGs)	SDGsの説明を加えた方がよいのではないか	対応	第2章に本計画との関連を説明し、巻末の参考資料にSDGsの資料を掲載した	地域福祉課	p 13
14	五味委員	その他 (参考資料)	自殺者については、元々男性の自殺者が多かったが、コロナ禍では女性の自殺者が増えている。自殺者、貧困率の数などは男女比で書いた方がよいのではないか。	対応	自殺者は、男女別の数値も記載した。(貧困率は世帯で算出するため、男女比はない)	地域福祉課	p 121
15	小柳津委員	その他 (参考資料)	「生活困窮者自立支援事業の相談件数」とP91「生活困窮者自立支援機関」は同じものであるようだが、再掲か	対応	再掲であるため、「P111再掲」と記載する	地域福祉課	p 116

NO	発言者	記載箇所 大柱-中柱-小柱	意見	対応区分	対応案（部局案）	担当課	備考
16	松井委員	I-2(4) 幼少期からの福祉体験の推進など	市町や市町社協に関する活動について、県がどのような活動や支援を行うのか記載が不明確である。（市町や市町社協の計画における取組推進やボランティア活動の推進等に関する記載）	対応	「主な取組」について、県が行う内容となるよう全体的に見直した	地域福祉課	p 28、 p 41
17	杉本委員	I-3 学校における福祉教育の推進	大事なことは躊躇なく「助けを求める」ことができる地域づくりだと思う	対応	学校だけではなく、支え、支えられる関係の意識として重要であるため、II-2「多様な主体による双方向型の地域活動の推進」において「現状・課題」に盛り込んだ	地域福祉課	p 42
18	安藤委員	I-3 学校における福祉教育の推進	現状・課題の二つ目の○に、他人を支えるとともに「助けて」と言ってい、自分の命を守る大切さも入れるとよい			地域福祉課	p 42
19	松井委員	II-1 住民の地域活動への参加・交流の促進	「老人クラブ」の表記について、正式な表記ではあるが、静岡県老人クラブ連合会は愛称として「シニアクラブ」を使用しており、市町の団体も「シニアクラブ」を使用している。表記について検討してはどうか	対応	「ふじのくに長寿社会あんしんプラン」と表記を合わせた。老人クラブ（シニアクラブ）を併記した後は、「シニアクラブ」を使用する	長寿政策課	p 33
20	松井委員	II-1(4)⑦ 多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進	「自発的な活動」の意味が分からない。また、文章全体として何をしたいのかわからない。わかりやすい表現をお願いしたい。	対応	社会福祉施設の運営基準に基づく社会福祉施設等における地域交流、住民との連携に関する表記であるが、わかりやすい表記に見直した	障害者政策課 福祉指導課	p 38
21	安藤委員	II-1(5) 在住外国人と共生する豊かな地域づくり	外国人の困り事相談への支援や県国際交流協会等への支援を記載してはどうか	対応	新たに取組を追加した	多文化共生課	p 40
22	西村委員	II-2(5) 社会福祉法人の地域における公益的取組の推進	(5) 社会福祉法人の公益的取組の促進の小柱の表記と内容の修正を提案する ⇒(5) 社会福祉法人の地域における公益的な取組等の推進 社会福祉協議会を中核とした地域の社会福祉法人間のネットワークを構築することで、各社会福祉法人が地域課題を共有し、協働による地域貢献事業の実施とともに、福祉介護人材の確保・定着に向けた取組を推進します。	対応	・御意見のとおり、小柱の表記を修正した ・福祉介護人材の確保・定着の取組はIII-4「福祉サービスを担う人材の養成確保」と内容が重複するため、地域貢献活動を主とした記載とする	地域福祉課	p 48
23	西村委員	II-4 新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進	県災害ボランティア本部・情報センターは、県が設置主体であるので、次のとおり訂正することを提案する ⇒被災者への救援・支援活動が円滑に行われるよう、県が設置し、県社会福祉協議会や県ボランティア協会等が運営する県災害ボランティア本部・情報センターを中心として、ボランティア団体・組織等との連携を促進し、市町災害ボランティアセンターの運営や活動の支援を行います。また、大規模災害を想定した訓練や災害ボランティアコーディネーターの養成等により、市町災害ボランティアセンターの体制の強化を図ります。	対応	県災害ボランティア本部・情報センターについて、県が設置し、運営は県社協と県ボランティア協会等が行う内容に修正した	地域福祉課	p 56

NO	発言者	記載箇所 大柱-中柱-小柱	意見	対応区分	対応案（部局案）	担当課	備考
24	松井委員	Ⅱ-4 新しい生活様式を踏 まえた防災・防犯の 地域づくりの推進	○の4つ目の文章で、「三密」という表現がされているが、「三密」は密教で使用する仏教用語であると指摘する方もいます。厚労省の資料でも「三密」の表記は見られるので間違いではないと思いますが、いらぬ指摘を回避するためには「3密」または「三つの密」の表記にした方が無難ではないかと思えます。	対応	「3つの密」に修正した	地域福祉課	p 56
25	杉本委員	Ⅱ-4 新しい生活様式を踏 まえた防災・防犯の 地域づくりの推進	地域防災に関して、減災のためには初期対応が重要であり、地域で対応策を作成し、継続し、進捗管理ができる体制づくりができると良い	意見	意見として受付	地域福祉課	p 55
26	西村委員	Ⅱ-4 新しい生活様式を踏 まえた防災・防犯の 地域づくりの推進	本年度中に「静岡DCAT」から「静岡DWAT」に変更予定のため、略称を変更したほうが良いのではないかと	意見	決定事項でないため、現時点では対応しない（正式に変更されてから計画を見直すものとする）	地域福祉課	p 55
27	西村委員	Ⅱ-4(4)①④ 災害時の広域支援 ネットワークの構築	(4) 災害時の広域支援ネットワークの構築の項目を次のとおり訂正することを提案する（①と④を統合） ①災害時に避難所（福祉避難所を含む。）等の要配慮者を支援するため、「災害派遣福祉チーム（静岡DWAT）」登録員の資質向上や、平時から他の支援団体（DMAT、DHEAT等）との意見交換を行い、円滑な支援活動が出来るよう「静岡県災害福祉広域支援ネットワーク」の体制強化を図ります。	対応	内容に変更はないが、①と④が広域支援ネットワークの構築に係る部分となるため順序を変更する	地域福祉課	p 58
28	松井委員	Ⅱ-4(4)④ 災害時の広域支援 ネットワークの構築	「DMAT」「DHEAT」について、訳語を入れたほうが読みやすい	対応	それぞれ訳語を入れた	地域福祉課	p 58
29	松井委員	Ⅲ-1 包括的な支援体制構 築の取組の推進	「現状・課題」○の一つ目の「大人のひきこもり」は事前送付資料から削除されているが、残したほうが良い	対応	「大人のひきこもり」を再度盛り込んだ	地域福祉課	p 62
30	諸田委員	Ⅲ-1 包括的な支援体制構 築の取組の推進	現状・課題において、8050問題の定義をしているが、高齢の親と働いていない独身の子が同居している世帯に係る課題としているが、独身の子を中高年世代としたほうが良いのではないかと	対応	8050問題の説明について、80代の親と50代のひきこもりの子が同居する世帯に係る課題と見直した	地域福祉課	p 62
31	松井委員	Ⅲ-1 包括的な支援体制構 築の取組の推進	相談支援体制のイメージ図は、県が以前示したモデルのうち、「多機関連携型」のモデルにしか見えず、「ワンストップ型」のイメージが見えない	対応	「ワンストップ型」「多機関連携型」の両方のイメージ図を掲載することとした	地域福祉課	p 65
32	西村委員	Ⅲ-1 包括的な支援体制構 築の取組の推進	「現状・課題」の4つ目の○について、包括的支援体制の構築において、特に地域づくり支援に向けては、地域住民の福祉活動への参加を働きかける援助技術「コミュニティワーク」を行う社会福祉協議会や生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターとの連携が不可欠であることから、記載内容の見直しを提案する	対応	地域福祉分野と高齢者分野における「コーディネーター」相互の連携は重要であることから、それぞれの役割と連携について明記した	地域福祉課	p 64

NO	発言者	記載箇所 大柱-中柱-小柱	意見	対応区分	対応案（部局案）	担当課	備考
33	西村委員	Ⅲ-1 包括的な支援体制構築の取組の推進	「施策の方向」の3つ目の○の4行目「また、地域の生活課題の把握を行い、課題解決に向けて、地域の多様な主体や関係機関等と協働し」とある。社会福祉法第4条のとおり、地域住民は、福祉組織・関係者ととともに、地域生活課題を把握し、解決に向けて取り組む主体である。「地域住民をはじめ地域の多様な主体や関係機関等と協働し」と修正を提案する。	対応	「施策の方向」について、御意見を踏まえ、住民主体により取り組むことを記載した	地域福祉課	p 64
34	西村委員	Ⅲ-1 包括的な支援体制構築の取組の推進	「施策の方向」に、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援を関係者と協働して統合的に展開する「コミュニティソーシャルワーク」に係る人材育成について記載してほしい。	変更なし	Ⅱ-1(2)「住民の支え合いによる地域活動の推進」に地域福祉コーディネーターについて、Ⅲ-1(6)「福祉・保健・医療サービスの一体的な提供の支援」に生活支援コーディネーターの育成について記載している	地域福祉課	p 36、p 72
35	諸田委員	Ⅲ-1 包括的な支援体制構築の取組の推進	包括的な支援体制を構築していくためには、住民が主体的に地域課題を把握し、解決に向けて取り組む体制があつてこそ、市町の相談体制が効果的に機能すると思う。イメージ図に住民主体の体制づくりの必要性が伝わる図も追加すると良い	対応	「施策の方向」において、住民主体により取り組むことを明記した。また、Ⅱ地域づくりにおいても、住民主体で行われることを記載した。	地域福祉課	p 64、p 33
36	諸田委員	Ⅲ-1 包括的な支援体制構築の取組の推進	浜松市では公共施設を有効活用した相談体制に積極的に取り組んでいる。行政が関わりやすくなることから、公共施設の活用を計画に入れてはどうか。	対応	相談支援における行政との連携に有効であることから、浜松市の事例を盛り込んだ。また、公民館などの既存施設の活用は、居場所等の拠点整備にも資するため、Ⅱ地域づくりにおいて公共施設等の活用について記載した	地域福祉課	p 71
37	小柳津委員	Ⅲ-1 包括的な支援体制構築の取組の推進	複合化、複雑化、多様化の文言の統一を図ること	対応	全体的に文言の統一を図った	地域福祉課	p 62(ほか)
38	山本委員	Ⅲ-1(1)⑤ 分野横断的な包括的相談支援体制構築の支援	ワンストップでの相談ができる相談支援センターが各市町にすべて構築されることを期待する。重層的支援体制整備事業に取り組む市町を支援とはどのような支援になるのかわからない	対応	包括的支援体制の構築の一つの手段として重層的支援体制整備事業の実施があるため、違いがわかるよう書き分けた	地域福祉課	p 63、p 65
39	小柳津委員	Ⅲ-1(2) 生活・就労・居住支援等の社会参加への支援 ほか	「高齢者、子ども、障害のある方、生活困窮者など、～」の文言を統一したほうが良い	対応	例示の列举について整合を図った	地域福祉課	p 68
40	安藤委員	Ⅲ-1(2)⑩ 生活・就労・居住支援等の社会参加への支援	移動支援において、車両の問題や経済的支援が必要と思われる	意見	移動支援の取組をすでに記載しており、内容に変更はない（車両の確保や運営面等については、市町が長期的な視点で継続できる仕組みづくりの支援を実施）	健康増進課 地域交通課	p 68
41	安藤委員	Ⅲ-1(2)⑪ 生活・就労・居住支援等の社会参加への支援	居住支援や経済的支援について保証人の確保が課題である	意見	契約時に連帯保証人が見つけられない要配慮者の場合は、家賃債務保証業者による家賃債務保証を利用することで連帯保証人が不要となる場合があり、県HPや国土交通省HPなどで案内しているが、さらなる周知に努める	住まいづくり課	p 69

NO	発言者	記載箇所 大柱-中柱-小柱	意見	対応区分	対応案（部局案）	担当課	備考
42	小柳津委員	Ⅲ-1(3)⑤ 各福祉分野の包括的な支援施策の推進	「～生活困窮者の働く場や社会参加の場等を拡大する～」の表記について、丁寧な表記にしたほうがよい	対応	内容を見直した	地域福祉課	p 70
43	小柳津委員	Ⅲ-1(5) 難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の推進	「難病患者等の広域的な支援が…」の表記を「難病患者等や犯罪をした人の社会復帰支援等の広域的な支援…」などに改めてはどうか	対応	小柱の表記は短くわかりやすいものとするため、修正しないが、「現状・課題」の中において対象が分かるよう記載する	地域福祉課	p 71
44	安藤委員	Ⅲ-1(5) 難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の推進	難病患者への対応として、ボランティア養成が必要と思われる。ON・OFFがあるパーキンソン病などは、日常的にボランティアが必要である。	意見	難病患者への対応としてのボランティア養成は、「難病相談・支援センター運営事業費」の「難病ピアサポーター研修会」で実施している	疾病対策課	p 71
45	小柳津委員	Ⅲ-2 希望や自立につなぐセーフティネットの整備	「住まい、就労、家計、健康、医療など…」に「税金、保険、債務」等を加えると生活全般であることがイメージしやすいのではないかと	対応	御意見のとおり、税金、債務整理について例示として加えた	地域福祉課	p 74
46	小柳津委員	Ⅲ-2 希望や自立につなぐセーフティネットの整備	事業メニューのイメージ図は古い事業名が記載されている。更新したほうがよいのではないかと	対応	図を見直した	地域福祉課	p 77
47	五味委員 小柳津委員	Ⅲ-2(1)① 生活支援を必要とする人への支援の充実	「助長」は、あまり良いイメージでは使われないため「支援します」などに見直したほうがよい	対応	法の文言として使われているが、県民に誤解を与えないよう表記を見直した	地域福祉課	p 78
48	小柳津委員	Ⅲ-2(2)④ 生活困窮者の自立支援対策の充実	自立相談支援機関のことを言っているのであれば、「自立相談支援機関の相談体制の充実を図ります」としたほうが良いのではないかと	対応	生活福祉資金貸付事業についての記載であるため、内容を見直した	地域福祉課	p 78
49	青島委員	Ⅲ-3 権利擁護の推進	「現状・課題」の1つめの○の「ひとり暮らし高齢者」について、「判断能力が十分でない人」の例示として挙げているのであれば適当ではないと思われる	対応	例示ではないが、誤解を招く説明であるため、この部分を削除した	地域福祉課	p 82
50	青島委員	Ⅲ-3 権利擁護の推進	「その中核となる機関（中核機関）」「中核機関」の表記を統一したほうが良い	対応	用語についてできるだけ統一した	地域福祉課	p 82ほか
51	青島委員	Ⅲ-3 権利擁護の推進	「施策の方向」の2つ目の○について、「市民後見人等」の「等」は、必要か。社協法人後見の支援員などを想定しているのか	対応	市民後見人等の「等」は、そこまで想定したものではないため削除した	地域福祉課	p 83
52	青島委員	Ⅲ-3 権利擁護の推進	「施策の方向」の3つ目の○について、「また、身元保証人の～」の文章が分かりにくい	対応	例示をわかりやすくするなどして、今後の検討課題であることが分かるように記載を見直した	地域福祉課	p 83
53	青島委員	Ⅲ-3 権利擁護の推進	専門職の給源には限りがあり、今後、後見需要の爆発とともに受けきれないことが想定される。現時点でも、需要と供給のバランスから受けきれない地区が出始めており課題である	対応	「現状・課題」として、追記した	地域福祉課	p 82

NO	発言者	記載箇所 大柱-中柱-小柱	意見	対応区分	対応案（部局案）	担当課	備考
54	青島委員	Ⅲ-3 権利擁護の推進	ほとんどの市町では利用支援事業の報酬助成要綱があるが、その要綱がなかったり、首長申立ての後見案件限定で報酬助成の対象としている市町があるなど、市町によって差が生じており課題である	意見	「主な取組」のとおり、研修等を通じて市町間の情報共有や取組の推進を図る	地域福祉課	p 85
55	安藤委員	Ⅲ-3 権利擁護の推進	成年後見制度に関して、首長申立てが全国ワースト2である利用支援事業活用の促進と併せて首長申立ての支援が必要である	意見	(1)「成年後見制度の利用促進」に、市町職員の資質向上のための実務研修を実施し、市町へ専門的な支援を行っての旨を記載している	地域福祉課	p 85
56	松井委員	Ⅲ-3(1)⑤ 成年後見制度の利用促進	「成年後見制度利用促進基本計画」の名称を明記したほうが良い	対応	計画の名称を明記した	地域福祉課	p 82
57	松井委員	Ⅲ-3(2)① 日常生活自立支援事業の促進	市社協の立場として「促進します。」ではなく「充実強化します。」として欲しい。県には成年後見制度とともに、両事業に対する職員配置の配慮及び市町への御指導をお願いしたい。	対応	「現状・課題」「施策の方向」「主な取組」の記載を充実強化に見直した	地域福祉課	p 86
58	安藤委員	Ⅲ-3(3) 児童、高齢者、障害児者の虐待やDV被害防止対策の推進	虐待に関して、厚生労働省手引き改定を基に、弁護士、社会福祉士の専門職チーム派遣活用促進を市町支援として行うことが必要ではないか	対応	児童虐待における複雑で困難な事案に関しては、各児童相談所に弁護士（非常勤特別職）を配置し、法的対応機能の強化を図っている。また、市町の事案に対しても法的な解釈や方針決定への助言などを行っているところである しかし、弁護士や社会福祉士のチームの派遣については、今後、市町のニーズを把握した上で対応を検討していく	こども家庭課	p 83、p 84
				対応	市町や地域包括支援センターからの相談に対応する高齢者の権利擁護相談窓口を設置している。市町を支援するため、県内各地域の事例解決に協力可能な弁護士や社会福祉士と連携し、必要に応じて専門職を派遣する、ことを追記した	健康増進課	p 83、p 84
				意見	現在、虐待対応専門職チームは本県では高齢関係のみ対応している。現時点では対応が困難であるため、今後対応を検討していく	障害者政策課	p 83、p 84
59	西村委員	Ⅲ-4 福祉サービスを担う人材の養成確保	共働きの世帯の増加や家族形態の変化により、保育ニーズは高まっており、保育士の安定的な確保と保育技術の向上が求められている。新卒学生の就業促進や潜在保育士の掘り起こしとともに、保育所等の経営基盤の強化による業務改善・就労環境の整備により、保育士の確保・定着化を図る取組が必要である。 については、施策の方向に、再就職支援や保育所の人材確保の支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の記載をお願いしたい。	対応	「現状・課題」「施策の方向」「主な取組」に保育士・保育所支援センターについて追記した	地域福祉課	p 89

NO	発言者	記載箇所 大柱-中柱-小柱	意見	対応区分	対応案（部局案）	担当課	備考
60	本部員	Ⅱ-4 新しい生活様式を踏 まえた防災・防犯の 地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害で、逃げ遅れによる犠牲者をなくすために、高齢者やその障害のある人などを地域で支えることが重要である。一人一人の特性にあった避難計画の作成について継続して取り組んでいく。</li> <li>・県の避難所運営ガイドラインに基づき、市町は訓練を行っているが、コロナ禍では、人との距離を置くため、避難所の確保が課題であり、公民館やホテルの活用等も図っていききたい。</li> <li>・地域の自主防災活動の活性化も大事であり、防災アプリを活用し、他の自治体で行っている活動等も参考にできるようになっている。</li> </ul>	変更なし	施策の方向、(1)(2)(3)の主な取組に記載しているため、変更しない	危機情報課 危機対策課 危機政策課	p 55、 p 58
61	本部員	Ⅲ-1 包括的な支援体制構 築の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先日の教育委員会との会議において、ヤングケアラーが課題として取り上げられた。実態は把握できていないが、今後、取り組むべき問題である。包括的支援体制の中に、8050問題やダブルケアに並んで、ヤングケアラーも入れてもらいたい。</li> </ul>	対応	現状・課題に例示としてヤングケアラーを追記する	こども家庭課	p 62
62	本部員	Ⅲ-1(2) 生活・就労・居住支 援等の社会参加への 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の確保に配慮が必要な人の入居を拒まないセーフティーネット機能を持つ住宅として公営住宅も取り組んでいる。</li> <li>・また、困っている人に対しては、居住支援法人が間に入って支援しているが、登録数が伸びていない。福祉分野の法人が多いため、福祉と協力して数を増やしていきたい。</li> <li>・福祉のまちづくり条例に基づく審査を建築確認の中で行っているが、適合率が低くなっている。特に社会福祉施設は届出の半数近くであるが適合率も低いため、今後、補助金交付の要件とかできないか。条例基準を見直す場合は協力する。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(2)の主な取組において、居住支援法人等について記載しているため、変更しない</li> <li>・福祉のまちづくり条例による適合率の向上に向けて、今後の課題とし、対応を検討していく（「Ⅱ-3-(1)福祉のまちづくり条例の普及啓発」において、施策の方向に課題として記載）</li> </ul>	住まいづくり課	p 69
63	本部員	Ⅲ-1(5) 難病患者等の広域的 な支援が必要な人へ の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少社会において地域コミュニティを維持することが難しくなっている。市町間広域連携といった内容も検討してはどうか。</li> </ul>	対応	消費者被害対策に係る広域ネットワークについて、主な取組に事業を追加する	県民生活課	p 72
64	本部員	Ⅲ-3(4) 消費者被害等の防止 に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害について、消費生活相談の半数が高齢者であり、本人以外の方がより早期の段階で被害に気づき、相談してもらったことが大事である。</li> <li>・消費者安全法では消費者安全確保地域協議会を自治体が設置できるとしているが、新たに作るのは現実的でなく、既存の福祉のネットワークに消費者行政も加わっていききたい。</li> </ul>	変更なし	(4)の主な取組に記載しているため、変更しない	県民生活課	p 86